

災害対応マニュアル

－地震・風水害の自然災害、不審者侵入等の発生－

- I [その瞬間からの行動]
- II [登下校時の対応]
- III [非常時の児童引き渡し]

大地震(震度5以上)・警報発令・不審者侵入発生時

- 1 学校待機かひかた市民センターへ避難する
- 2 児童は保護者へ引き渡す

※ 登校前の対応

- 1 震度5弱以上の地震発生時は自宅待機
- 2 旭市に「大雨警報」「暴風警報」が発令された場合は自宅待機
- 3 Jアラートが発信された場合は自宅待機

旭市立中和小学校
〈TEL 68-2046〉

災害対応マニュアル 【家庭保存版Ⅰ】

◇防災マニュアル作成の目的と意義<子どもたちの安全・安心の確立にむけて>

東日本大震災(発生:平成23年3月11日)は旭市にも甚大な被害をもたらしました。「自然の力は人の想定をはるかに超えて発生する。」という教訓を忘れてはなりません。そこで、命の尊さを再度確認し、子どもたちの安全・安心の確立にむけて以下のようないくつかの対応マニュアルを計画いたしました。ご家庭・地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(防災指針等の修正があれば、対応マニュアルを更新いたします。)

地震(災害)発生 -その瞬間からの行動-

大地震発生

時間経過と行動

大揺れ30秒~1分

(1)初期対応行動

- ・児童の安全を確保する

○基本
上から物が落ちてこない
場所・横から物が倒れて
こない場所への避難

大揺れがおさまる
1~2分後

(2)避難行動

- ・揺れがおさまったら避難する
- ・防災頭巾着用(職員はヘルメット)

○基本
身の回りの状況をしっかりと見て、避難する。

◎避難場所

運動場

(最終避難場所:ひかた市民センター)

避難場所での対応
3~5分以後

(3)児童の集合・点呼

- ・本部の設置、余震への対応
- ・児童の安全確保

○基本
児童の点呼、安全の確認
火災発生なしの確認
状況等を市教委へ報告

30分~1時間以降

(4)下校方法の決定と連絡

- ・保護者引渡し、一時保護(校内または避難所)
- ・メール配信、その他

初期対応行動

日頃から強い地震があることを想定し、身の安全を守る訓練を行う。

児童

◇机の下に入る
◇棚・ロッカー・ガラス等から離れる

◇校庭・体育館…中央に集まる
◇先生や友だちと合流する

職員

□確認:子どもの把握(負傷者の有無)
避難経路・安全の確保
火の元・電気の確認
□行動:避難指示、
救護、消火活動

避難行動の約束

児童

お…おさない
か…かけない
し…しゃべらない
も…もどらない

職員

□指示は、はっきり正確に
・子どもから離れない
・子どもを離さない
・子どもを一人にしない

災害対応マニュアル [家庭保存版Ⅱ]

◇児童の保護者等への引渡しについて

<下校前に大地震や風水害が発生した場合>

(1) 原則として、以下の場合は児童の引渡しとします。

①市及び教育委員会の指示、要請による場合

②内閣府（県）から大震災に対して「警戒宣言」等が出された場合

③通学路や家屋に重大な損傷が見られ、下校が難しいと判断した場合

④大きな余震が続いている場合

⑤学校施設が一次避難所として開設された場合

(2) 大地震発生後は、メール等での連絡が一切できないことが予想されます。

・帰宅していない場合は、①ひかた市民センター ②学校 の順で避難場所を確認しながらおいでください。

◇登校について

<登校前に大地震や風水害が発生した場合>

回線がつながらず、学校との連絡は難しいものと考えます。

在宅中も地震時の「初期対応行動」にそった行動をお願いします。

(1) まずは、各家庭で通学路や近隣も含めた家屋の破損状況を確認してください。

(2) 震度が4～5程度でも、近隣の安全確認をお願いします。

(3) **通学路や家屋の破損で安全の確保が難しい場合は、自宅待機をさせてください。**

※保護者の皆さんが登校班の集合場所に集まり、安全が確保できるか相談されることも一方策と考えます。

(4) 安全が確保できると判断した場合でも、**可能な限りご都合のつく保護者の方が引率して登校**してくださるようにお願いします。

(5) 市の防災無線での連絡にもご留意ください。

旭市での震度が5程度であっても震源地が震度7以上の場合、本震よりも余震の方が大きい場合があるとのことです。ご注意ください。

◇登下校中について

<登下校中に大地震や風水害が発生した場合>

(1) 児童は、**自宅により近い所**にいる場合は身の安全を守り、**自宅へ帰ります**。（状況によって子ども110番の家や近隣の家に一時避難するよう指導をお願いします）

(2) 登校中、**学校に近い位置**なら、そのまま登校し、下校中であれば**学校に引き返して学校の指示に従うよう指導をお願いします**。

災害対応マニュアル **[家庭保存版Ⅲ]**

非常時(地震・荒天等の災害災害、不審者侵入等の発生) における児童引渡しの流れ

- 1 児童引渡しによる下校と決定**
- 2 職員による各家庭へ児童引渡しの要請・連絡 (注1、2)**
- 3 引渡し相手を児童とともに確認しながら引渡す (注3、4)**
- 4 引渡し相手不在児童は、集合して待機する(学校職員の管理下に入る)**

※保護者（引渡しカード記載者）と連絡がとれるまで、児童は避難場所にて一時保護します。

- (注1) 児童引渡しの連絡（時間・場所等）は、緊急一斉スクールメールでの配信します。
配信不能の場合は電話連絡します。つながらない場合は時間をおいてから再度連絡を試みます。
- (注2) 災害時は、メール・電話連絡等が一切できないことも考えられます。
その場合は保護者の方自身の安全を確保のうえ、①ひかた市民センター ②学校
の順で避難場所を確認しながら直接お越しください。
- (注3) 引渡し時は、地区別（登校班別）に並ぶ児童の前に並んでください。
- (注4) 地区担当者が「引渡しカード」を使って、引取り者（保護者・家族・代理人）の
確認を児童とともにに行ってから、引渡します。引取る際には、児童名・関係・氏名
を告げてください。（確認のため届け出の電話番号を聞く場合もあります）

ご家族の仕事の関係等で、「保護者（指定した者）が迎えに行くまでは学校で預かって
ほしい」というご家庭は、あらかじめ担任まで申し出てください。
また、引渡しカードにその旨お書きください。引渡しカードに記載のない方には引渡
しができません。

<お願い>

駐車場が狭い関係と道路事情を考慮して、なるべく徒歩でお越しください。